

和歌山大学の江種です。
個人用のWEBメールを使って書いています。

10日には間に合わないご連絡しておきましたが、委員会前日の夜になって申し訳ありません。

この時期は、期末試験、卒論&修論指導（最終まとめ）、入試業務と本務に追われ、対応が後手後手になってしまいました。

さて、報告（答申）〈素案〉と委員提案（骨子）に関する意見ですが、前回委員会で、“法令の範囲内でどこまでの対策が可能か？”を明日の委員会までに調べていただくことになっていました。

この結果がわからない限り、答申素案と委員提案について詳細に（ページ毎に）意見する必要はないと考えておりますので、全体的なことについてのみ述べさせていただきます。

<その1>

支障の除去または支障の素因の除去では、重金属類や揮発性有機化合物のような有害物質のみ（それを含む廃棄物、土壌含む）が対象となるのでしょうか。それとも、有害物質を含まなくても許可品目以外の廃棄物も対象となるのでしょうか。

このことが、答申素案では明確ではありません。

対象が明確にされていない段階で、A案、B案、C案、D案、E案（當座委員の案）のどれがよいかという議論はできません。

<その2>

A案では、許可品目の廃棄物までもが除去されます（処分場が一つ消滅するという事です）。

このことは、処分場の廃棄基準を満たすためには、廃棄物を全量撤去しなければならない（処分場自体を消滅させなければならない）という十分な理由（科学的知見）が必要です。

<その1>で述べたことを明確にしたうえで、対策範囲を特定するための詳細調査が必要です。

そうしなければ、廃棄物を他の処分場に移して、処分場を一つ消滅させるという行為に対して、広く県民の方々から理解を得ることはできないと思われれます。

以上、よろしく願いいたします。